

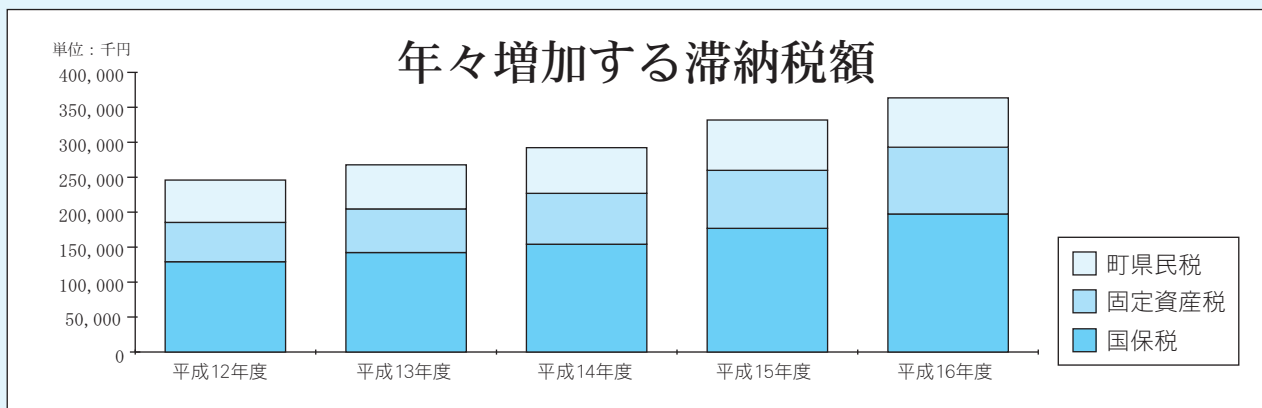
考えてみませんか？

私たちの身近にある税金は、それぞれの種類や状況によって公平に負担されるべきものです。しかし、残念なことに、社会の会費とも言える税金の滞納額が年々増加しています。

● 主な税の滞納額の推移 (旧志津川町・歌津町合算額)

単位：千円

年 度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
町 県 民 税	60,544	63,065	65,309	72,005	70,660
固 定 資 産 税	56,184	62,398	72,827	82,913	95,455
国 保 税	129,159	142,307	154,192	176,885	197,390
合 計	245,887	267,770	292,328	331,803	363,505



このような滞納額の増加は、行政サービスの低下や、税率の上昇を招く恐れもあり、また、税金の公平さを崩すものです。正当な理由のない滞納は許されるものではありません。

町では、これらの滞納を解消するため、次のことを実施します。

- ・ 日曜窓口の開設により納税の便宜を図ります。
- ・ **納税相談**を実施しながら、納付を促進して行きます。
- ・ 休日夜間等の臨戸**訪問徴収**を実施します。
- ・ 納税に便利な**口座振替の活用**を推進します。
- ・ 納税相談等にも応じない、いわゆる悪質な滞納者に対しては、給料や預貯金、不動産などを対象とした**差し押さえ**や、**行政サービスの一部制限**を行います。



役場の窓口では日曜日も納税できます。

※歌津総合支所の窓口では、日曜窓口は行っていません。